内部通報規程

特定非営利活動法人フリースクール木のねっこ
（目　　的）

第 １ 条　本規程は、職員等から第３条に定める窓口に対しなされる法令違反行為、倫理上問題のある行為、規程違反等コンプライアンス上問題のある行為（その恐れのある行為を含む。以下「違反行為等」という。）に関する相談または内部通報の適正な処理のしくみを定めることにより、違反行為等の早期発見とその是正、解決を通じて当法人のコンプライアンス経営に資することを目的とする。

（制度の利用者）

第 ２ 条　本規程に基づき前条の相談および内部通報を利用できる職員等とは、スタッフ、ボランティアとし、実際にこれを行う者を通報者と呼称する。

（ヘルプライン窓口 ）

第３条
JANPIA のヘルプライン窓口の外部機関を利用する。

（不利益処分等の禁止）

第４条 この法人の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

消費者庁が策定する「公益通報者保護法を踏まえた内部通報 制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(平 成 28 年 12 月 9 日)に沿って公益通報者保護規程を定める。

令和２年１月７日制定施行